

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 17 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

## アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その4）

アストラゼネカ社ワクチン（以下「AZワクチン」という。）の10月以降の配分量及び配分に係る手続等について、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 10月以降の配分量について

10月以降は、毎月十分な量のワクチンが供給される予定であることから、各都道府県の納入希望量については、希望する量の登録が可能です。

また、毎月新たなロットが供給される予定であることから、納入希望量の登録は、登録締切日の翌月の接種に使用する分として必要な量のご登録をお願いします。

なお、既に9月末までの配分（V-SYS上のクール名はAZ01～05。）で11月末まで使用可能なロットを配送していることから、10月中が登録締切日となる納入希望量の登録（AZ06、AZ07。具体的なスケジュールは2（2）参照。）については、10月及び11月に使用する分として追加で必要な量を登録するようお願いいたします。

#### 2. 10月以降の配分に係る手続等について

##### （1）AZワクチン接種センター及びワクチン納入希望量の登録について

10月以降の配分に係るAZワクチンの接種を行う会場（AZワクチン接種センター）及び納入希望量の登録の手続については、これまでと同様とします。

##### （2）10月以降の納入希望量等の登録スケジュールについて

###### ①AZ06について

AZ06の登録及び配送スケジュールについては、これまでと同様のスケジュールとします。

- ・希望量登録（AZ06） 10月11日（月）15時まで
- ・ワクチン等の配送（AZ06） 10月18日（月）の週に順次配送

## ②AZ07以降について

AZ07以降は、1箇月ごとに翌月分を登録していただきます。登録及び配送スケジュールについては、原則として、第3月曜日を登録締切日とし、その翌々週に順次配送することとします。具体的なスケジュールは以下のとおりとなります。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・希望量登録 (AZ07)    | 10月18日 (月) 15時まで   |
| ・ワクチン等の配送 (AZ07) | 11月1日 (月) の週に順次配送  |
| ・希望量登録 (AZ08)    | 11月15日 (月) 15時まで   |
| ・ワクチン等の配送 (AZ08) | 11月29日 (月) の週に順次配送 |
| ・希望量登録 (AZ09)    | 12月6日 (月) 15時まで    |
| ・ワクチン等の配送 (AZ09) | 12月20日 (月) の週に順次配送 |
| ・希望量登録 (AZ10)    | 1月17日 (月) 15時まで    |
| ・ワクチン等の配送 (AZ10) | 1月31日 (月) の週に順次配送  |

## 3. AZ06及びAZ07の納入希望量の見込みの登録について

AZ06及びAZ07については、1のとおり、10月及び11月に使用する分として追加で必要な量を登録することとしています。これについて、9月27日のAZ05の納入希望量の登録の際に、AZ06及びAZ07の登録量（見込み量）について、別添の様式にて提出していただくようお願いします。